

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成17年9月16日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	田中	正二
市民健康福祉部 次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部 総括マネージャー	堤	文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 80 号から議第 119 号並びに請願第 5 号及び請願第 6 号  
(野洲市こどもの家条例他 41 件)  
各常任委員長より委員会審査結果報告  
質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議第 128 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 00 分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午後 1 時 00 分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 32 名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様でありますので、配付を省略させていただいておりますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

( 日程第 1 )

議長 ( 秦 眞治君 ) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 18 番、森田貞雄君、第 19 番、森 申行君を指名いたします。

( 日程第 2 )

議長 ( 秦 眞治君 ) 日程第 2、各常任委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 80 号から議第 119 号までの各議案並びに請願第 5 号及び請願第 6 号までを一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

第 17 番 辻藤雄君。

17 番 ( 辻 藤雄君 ) 議長のご指名をいただきましたので、ただいまから、文教厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る 9 月 2 日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 5 日及び 6 日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第 80 号野洲市こどもの家条例、議第 81 号野洲市公民館条例の一部を改正する条例、議第 83 号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第 84 号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第 85 号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例、議第 86 号野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例、議第 87 号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例、議第 88 号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議第 89 号野洲市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議第 90 号野洲市老人福祉センター条例の一部を改正する条例、議第 91 号野洲市老人憩の家条例の一部を改正する条例、議第 92 号野洲市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例、議第 99 号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第 100 号平成 17 年度野洲市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) 中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 101 号平成 17 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )、議第 102 号平成 17 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )、議第 106 号平成 16 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に受けました関係決算、議第 107 号平成 16 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 108 号平成

16年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第109号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第110号平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第112号平成16年度野洲市墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上22議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第80号、議第83号、議第84号、議第85号、議第86号、議第87号、議第88号、議第89号、議第90号、議第91号、議第92号、議第101号、議第108号、議第109号、議第110号、議第112号については、採決の結果、全員挙手にて、また、議第81号、議第99号、議第100号、議第102号、議第106号、議第107号については賛成多数により、原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、請願第5号だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願、請願第6号地域の「子どもの居場所」づくりを求める請願については、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告といたします。何とぞ、各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

議長（秦 眞治君） これより、文教厚生常任委員長の報告に対するご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

第22番 林克君。どうぞ。

22番（林 克君） 22番、林克です。

去る9月2日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月7日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第82号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第106号平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託を受けました関係決算、議第116号平成16年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算

の認定について、本委員会に付託を受けました関係決算、議第118号工事請負契約について(野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事)、議第119号土地取得について、以上の6議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第82号、議第100号、議第106号、議第116号、議第118号、議第119号については、採決の結果、いずれも全員挙手にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。議員各位におかれましては、何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(秦 眞治君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、産業土木常任委員長の報告を求めます。

第20番 野洲健造君。どうぞ。

20番(野洲健造君) 皆さん、こんにちは。それでは、産業土木常任委員会審査報告をいたします。

去る9月2日の本会議におきまして産業土木常任委員会に付託を受けました17議案を審査をするため、9月8日及び9日の両日に委員会を招集し、委員全員の出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について報告をいたします。

議第93号野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例、議第94号野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例、議第95号野洲市大型共同作業所条例の一部を改正する条例、議第96号野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例、議第97号野洲市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例、議第98号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第4号)中、支出の部、農林水産業費、商工費、土木費に係る歳入、議第103号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第104号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)、議第105号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第106号平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、支出の部、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費中、(項)1、(目)

4 に関する歳入、議第 1 1 1 号平成 1 6 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 1 1 3 号平成 1 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 1 1 4 号平成 1 6 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 1 1 5 号平成 1 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 1 1 6 号平成 1 6 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、歳出の部、土木費に関する歳入、議第 1 1 7 号平成 1 6 年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上 1 7 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、本委員会に付託を受けました議案すべて、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決、認定すべきものと決しました。

以上、産業土木常任委員会に付託を受けました議案についての審査であります。何とぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（秦 眞治君） これより、産業土木常任委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
それでは、ただいま議題となっております各議案及び請願について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第 8 0 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり、賛成の方の起立を求めます。

暫時休憩をいたします。

（午後 1 時 1 7 分 休憩）

（午後 1 時 2 5 分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

林克君。

2 2 番（林 克君） ただいま総務委員会の報告の中で、6 議案すべて全員と言いましたが、議第 1 0 6 号については多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、

訂正いたします。

議長（秦 眞治君） それでは、再度になりますけれども、初めから。

それでは、ただいま議題となっております各議案及び請願につきましては、順次討論及び採決いたします。

まず、議第 80 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 80 号野洲市子どもの家条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 81 号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 81 号野洲市公民館条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 82 号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 82 号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 83 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 3 号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 4 号につきましては通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 4 号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 5 号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 5 号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 6 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 6 号野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 7 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第87号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第88号につきましては通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第88号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第89号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第89号野洲市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第90号につきましては通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第90号野洲市老人福祉センター条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、議第91号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第91号野洲市老人憩の家条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第92号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第92号野洲市障害者共同作業所条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、まず、議第93号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第93号野洲市北比江自治・産業施設条例の一部を改正する条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第94号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第94号野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第95号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第95号野洲市大型共同作業所条例の一部を改正する条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第96号野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第97号野洲市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第98号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号について、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第29番 野並享子君。

29番( 野並享子君 ) 議第99号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

本条例の改正は、10月から介護保険の見直しにより、施設入所やショートステイの居住費や食費を保険適用から外し、全額個人負担にすることです。さらに、デイサービスの食事も全額個人負担にし、大幅な値上げがされることに伴う条例改正です。

適用される施設は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護3施設です。さらに、来年4月から、訪問介護のホームヘルパーによる食事づくりや洗濯、掃除などの家事代行が保険対象から外され、新予防給付ということで筋力トレーニングや栄養指導や歯磨き指導など、介護予防サービスということになります。

今回の改正で野洲市では、施設入所の方で、5か月で総額3,300万円の負担増になります。これは、介護保険の補正予算で減額補正されており、減額された分は個人負担となります。さらに、まだ数字的には出てはおりませんが、デイサービスの食事代やショートステイの居住費と食事代、これも全額個人負担になります。今後、さらに補正予算で減額補正が出されます。

今回、居住費を個人負担したことによって、あやめの里の入所者で世帯全員が住民税非課税、年収80万円以上266万円未満の方では、居住費が4万円、食費が2万円、1割負担が2万5,000円で、合計8万5,000円になります。年間102万円の負担で80万円超えたぐらいの収入の方なら、年収より入所費の方が多くなります。

また、相部屋の悠紀の里の入所で、住民税が課税されている第4段階の人は、現行5万6,000円から8万1,000円となり、年間30万円の負担増になります。低所得者の方には補足的給付が導入され、生活保護世帯や住民税非課税世帯などは減額し、現行より負担が軽くなる世帯もありますが、年収80万円を超える世帯では、月1万円を超える

負担増になる人もあります。

また、これまで保険料を年金から天引きの特別徴収の範囲が、障害年金や遺族年金を受給している方まで拡大されます。

このように、今回の改正は制度を持続可能にするという口実で、保険料の徴収の拡大と施設入所に新たな負担を求め、予防重視の名で在宅利用者のサービスを抑制することがねらいとなっております。社会保障制度として、所得の差により排除されない改正を求めていると思います。よって、本条例、野洲市介護保険条例の一部を改正する条例には反対をいたします。

また、同趣旨の反対といたしまして、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算及び議第102号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算にも反対することを表明しておきます。

議長（秦 眞治君） 次に、第21番 田中榮太郎君。どうぞ。

21番（田中榮太郎君） 田中でございます。

ただいま議題となっております議第99号介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

今回の一部改正については、介護保険の制度改革に伴う関係法令の改正に合わせて、新しい給付の対象となる居住費及び食費の給付規定を追加することなどの改正をされるものであります。

制度改革によって、これまで保険対象となっていた居住費及び食費が保険適用除外となるものの、一定基準以下の低所得者向けには給付措置がされる点や在宅介護者の均衡を図る観点からも、理解が示せるものであります。国の今回の制度改革の基本的な考え方の一つとして、介護保険制度の持続可能性を高めることをねらいとしており、少子高齢化がますます加速する我が国の社会構造からして、社会保障費のある程度の負担増はやむを得ないものであります。

また、計画策定では、地域密着型介護予防サービスの事業の提供など、今後、予防を重視した施策への転換が図られており、これに伴う今後の市の具体的な施策の推進に期待するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨をご理解いただきまして、ご賛同賜りますようお願いいたします。また、本案の賛成討論といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第99号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第100号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第4号)は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第101号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第101号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第102号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、文教厚生常任委員長の報

告のとおり可決されました。

次に、議第103号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第103号平成17年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第104号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第105号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第105号平成17年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第106号につきましては、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第30番 小菅六雄君。

30番(小菅六雄君) 議第106号平成16年度野洲市一般会計決算の認定についての反対討論を行います。

ご承知のように、この平成16年度野洲市一般会計決算は、合併後初めての予算であります。この予算を審議しました昨年の臨時議会で、私は、新市のまちづくりを推進する上でも、また市民の暮らしを守る市政を推進する上でも、文字どおり市民本位の予算の編成が必要であることを求めてきたものであります。

しかし、このような内容を求めていたにもかかわらず、本予算は、単にこれまでの、基本的には旧2町の残予算を計上しただけで、決して市民の立場に立つものではありませんでした。

そこで、以下何点かを指摘したいと思います。

平成16年度は、政府が進めた三位一体の改革により、交付税や補助金の削減が大幅にされております。質疑でも明らかになりましたように、交付税では3億8,200万円の削減、これは旧中主町の当初予算から見ますと、約2億5,000万円の削減であります。これに対して、税源移譲が8,080万円。また、保育所や介護認定事務費などで1億2,700万円の増額がありましたが、トータルで約4億7,200万円の削減で、大きな影響が出ています。

このような、地方自治体と住民犠牲を進める小泉自民党内閣のもとではありますが、こんなときだからこそ、市政は市民の暮らしを守る立場が、また予算が求められたものであります。具体的に決算を見ますと、すなわち昨年10月以降、これまで私ども日本共産党は、旧中主町や野洲町議会でも一貫して要求し、住民の皆さんと運動を進める中、世論と運動の高まりの中で、乳幼児医療費が就学前まで無料化が拡大されたこと、同時に介護激励金も全市で実施されたこと、また学童保育所の社会福祉協議会への委託や、祇王の学童保育所の建設や、北野学童の増築や幼稚園の3年制に向けた園舎の増築など、当然評価できる点もあります。しかし、先に見ましたように、決算全体を見た場合、市民の暮らしを守り、民主的な行政を推進する上では、これに反する部分もあります。

1点目は、同和行政の問題です。再三言っておりますように、国の法執行とともに終結すべきものであります。同時に、旧2町の到達を正しく評価し、合併のこの際、終結することはなおさら必要でありました。にもかかわらず、決算では全体として、旧野洲町の施策と予算を踏襲され、継続されています。私は、このような行政予算の推進は、市民の求めるものではないと確信しています。

具体的には、同和対策審議会を昨年合併後復活され、個人施策は見直しされることなく、そのまま継続されています。このような同和行政の中で、この間、市民の願いと反する施

策もまた推進されています。16年度と17年度の2カ年にかけて市営住宅の建て替えが行われましたが、これは当然のことながら特別措置法も終了し、一般財源で建設されたものでありますが、入居にあたっては、これまでの入居者が優先になることが当然でありまして、新たに増設された部屋についての募集は全市民を対象に募集すべきでありまして、しかし、現在その方向はなく、地域を優先したもので、民主的公平の観点から外れたものであります。

2点目は、税金の使い方ではありますが、15年度、16年度で野洲小学校と野洲幼稚園がPFI方式で建設され、16年度決算では10億2,700万円の建築購入費が支出されています。しかも、施設設備や維持管理委託などの名目で、今後20年間にわたって毎年1億数千万円を支払うことになっています。その総額は37億円であります。建設計画が明らかになったとき、滋賀銀行から3%、大和ファイナンスから4%の利子で借入れの資金計画のため、通常の建設と比較しても約10億円も高くつくことをこの間指摘しております。しかしながら、国の進める民間のノウハウを生かすといううたい文句に追随し、これを推進され、この結果、後年度に膨大で必要のない財政支出となっている、このことを推進されてきたものには同意できるものではありません。

最後に、新市市政全体に言えることではありますが、本来、市政の推進は市民が主人公であり、市政の最高責任者の市長は、この立場で市政を推進すべきです。ところが、合併に際し、サービスは高い方に、負担は低い方という漠然とした幻想でこの間推進され、一方で合併によるメリット、デメリットを明らかにし、その上で合併の是非を住民投票で決めるべきという住民の声や、議会での請願も否定されました。私は、このような政治姿勢がこの平成16年度の市政推進や予算において、市民の立場に立つことができなかつた背景だと考えています。このことは、市民多数が反対しているにも関わらず、この16年度、17年度の中で、新幹線栗東新駅に、このほど2億6,900万円を負担すること。また、諸問題がいまなお解決することなくイオンを誘致されること。現在大きな問題となっております、給食センターの用地の選定問題も同様であります。

以上、16年度決算についての問題点を言いましたが、現在市民の暮らしが大変なときであるだけに、市長は真摯にこの指摘を受けとめられ、今後の市政を進められることを求め、本議案には反対するもので、討論といたします。

議長（秦 眞治君） 次に、第2番 木村定八君。

2番（木村定八君） 2番、木村です。

議第106号平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を申し上げます。

3月の政府月例経済報告では、景気は一部に弱い動きが続いており、回復が緩やかになっているとしながらも、雇用情勢は厳しさが残り、予断を許さない状況にあります。

地方自治体は、地方税の減収など苦しい財政運営を強いられているところに、国の三位一体の改革が追い討ちをかける形となり、厳しい財政運営を余儀なくされました。

さて、本題の平成16年度一般会計の決算状況を見てみますと、先ほど申し上げましたように、非常に厳しい財政状況の中にありながら、10月には合併という大事業を成し遂げ、その後の6カ月間においては事業ごとに合併協議に基づき、大きな混乱もなく執行できたものと評価しております。

個々の事業成果につきましては、新市まちづくり計画に示されました豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ、ときめきのまちの建設に向けて、各部署で格段の努力が見られるものであります。

平成16年度の野洲市一般会計決算を見てみますと、歳入歳出予算額136億9,611万8,000円に対して、歳入決算額135億1,491万8,000円、歳出決算額128億2,873万4,000円となっています。その結果、歳入歳出差引額は6億8,618万4,000円で、17年度に繰り越すべき事業の財源2億6,496万円を控除した実績収支は、4億2,122万4,000円の黒字となっており、合併初年度として無難なスタートを切られ、順調な決算収支であったと見ております。

主要な事業としては、市役所本庁舎等の整備や庁舎ネットワークの整備など、合併関連の各種事業や、合併に伴う障害者や児童、高齢者に対する福祉施策の制度の一元化などに取り組まれました。また、申すまでもなく、その他の事業についても粛々と全うされており、高い評価に値するものと思います。歳入面では、市税が大幅に減収する中、市債が増嵩する経過が見られるものの、後年度の受益者への負担をはかられたものであり、やむを得ないものと思われま。今後も健全な財政の運営に鋭意努力されることを期待し、平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。

以上。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第106号平成16年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第107号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第107号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第108号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第108号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第109号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第109号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第110号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第110号平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第111号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第111号平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第112号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第112号平成16年度野洲市墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第113号については、通告による討論はございません。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第113号平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、産

業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 1 1 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 4 号平成 1 6 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 1 1 5 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多数起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 1 1 5 号平成 1 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 1 1 6 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長及び産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 6 号平成 1 6 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、総務常任委員長及び産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 1 1 7 号について、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 7 号平成 1 6 年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 1 1 8 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 8 号工事請負契約については( 野洲市固定系デジタル防災行政無線整備工事 ) は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 1 9 号につきましては、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全員起立 )

議長( 秦 眞治君 ) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 1 1 9 号土地の取得につきましては、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第 5 号につきまして、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第 2 9 番 野並享子君。

2 9 番( 野並享子君 ) 請願第 5 号だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願について、賛成討論を行います。

年々、派遣労働や失業者がふえ、国保加入者がふえ続け、4 2 . 8 % の 7 , 1 1 8 世帯が加入をしている国保となっております。応益応能の割合を 5 対 5 にしてきた中で、応益割合がふえ、低所得者には過酷な負担となっております。払いたくても払えない中、国保税の滞納者もふえています。請願の質疑で当局から、納税相談も 5 0 0 人くらいあるとの答弁がありました。国保税の引き下げは当然のことであり、一般会計からの繰り入れなどを行うべきです。新幹線栗東新駅負担金をやめ、税金の使い方を変えればできます。また、

保険証の交付は当然であり、滞納があるから交付しないということは、社会保障制度から逸脱しています。また、短期保険証の交付も、社会保障制度から逸脱しています。本請願の1項目目の国民健康保険税の引き下げをされること、資格証明書や短期保険証の交付はやめられることというのは、当然の願いであります。

また、介護保険の保険料、利用料の減額、免除制度も先進自治体では行っています。年金から天引きされる介護保険料ですが、月1万5,000円以下の方の保険料を免除している自治体もあります。所得に応じた保険料にすべきであり、低所得者に対する減額、免除制度は当然必要です。在宅介護の利用料を所得制限なく、全ての利用者に3%の減額をしている自治体もあります。やろうと思えばできることであり、本請願の2項目目の介護保険の保険料、利用料の減額、免除制度を充実されるということは、当然の願いであります。よって、本請願の賛成をし、賛成討論といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号だれもが安心して暮らせる保険制度を求める請願は、文教厚生常任委員長の報告のとおり不採択とされました。

次に、請願第6号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第29番 野並享子君。

29番（野並享子君） 請願第6号地域での「子どもの居場所づくり」を求める請願について、賛成討論を行います。

来年にはイオンが開業します。深夜12時まで営業し、子どもたちを誘惑することは目に見えています。ゲームセンターに行くな、用事がないのにスーパーに行くなと何度言っても、子どもを抑えることはできません。行くな、やるのではなく、ここにおいでよという健全な発達を保障してやれる居場所が必要です。仲間と集まって遊ぶ場所、専任指導員のもとで、いつでも、何でも相談に乗ってもらえる場所。お隣の栗東市や守山市には児童館が整備され、多くの乳幼児や親子、小中学生が嬉々として集い、遊ぶ場所があります。また、中学生や高校生も夜9時まで遊べるような、バンドもできるスタジオがある子ども

センターを設置している都市もあります。野洲市に、子どもの居場所の児童館の充実が切実です。早期に児童館の充実を求め、本請願の賛成討論といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第6号地域での「子どもの居場所づくり」を求める請願は、文教厚生常任委員長の報告のとおり不採択とされました。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時14分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

誠に申しわけございませんけれども、議第111号平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、先ほどの議第番号の修正によりまして採決が未決であるという判断でございますので、再度、申しわけございませんが、採決をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議第111号につきまして、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第111号平成16年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、産業土木常任委員長の報告のとおり認定をされました。

ただいま、追加議事日程が提案をされました。

お諮りいたします。

本日の日程に追加し、審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

では、追加議事日程を、ただいまより事務局に配付いたさせます。

(資料配付)

(追加日程第1)

議長(秦 眞治君) 追加議事日程第1、議第128号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、追加日程として入れていただきました、議第128号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員8名のうち、松濤昭子さん並びに宮田たか子さん、田中芳子さんのお三方の委員について、平成17年12月31日をもって3年間の任期が満了することになり、人権擁護委員3人の推薦をしようとするものであります。

今回推薦をいたしますのは、再任で、野洲市長島358番地、田中芳子さんと、今回新たに、野洲市小篠原2113番地の7、苗村昌代さん、並びに野洲市比江1190番地、藤上みどりさんで、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

田中さんにつきましては、平成14年から人権擁護委員として、1期3年目のご活躍をいただいております。引き続き法務大臣から人権擁護委員として委嘱されるよう推薦するものでございます。

また、苗村さんにつきましては、現委員の宮田さんの後任として推薦するものでございます。宮田さんは、2期6年間にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいたものでございますが、今回交代をしていただくことになりました。後任の苗村さんにつきましては、昭和15年生まれでございまして、昭和38年4月から滋賀県内の公立中学校教諭として、30有余年にわたり勤務された方でございます。また退職後も、野洲学区人権啓発推進協議会女性部会長や、野洲町人権啓発推進協議会女性活動部会長を歴任をされております。

次に、藤上さんにつきましては、現委員の松濤さんの後任として推薦するものでございます。松濤さんにつきましても、3期9年間にわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいたものでございますが、今回交代をしていただくことになりました。後任の藤上さんにつきましては、昭和26年生まれでございまして、昭和47年4月から滋賀県内で、特に

旧野洲町内での公立小学校教諭として30年余り勤務された方でございます。

以上、お三方とも温厚篤実な方ございまして、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、今回の人権擁護委員の推薦につきましては、男女の委員の割合といたしましては、女性が37.5%となっております。あわせて報告を申し上げておきます。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議第128号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

よって、議第128号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることにつきましては、委員会付託を省略することに決定いたします。

次に、議第128号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、田中芳子氏を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、苗村昌代氏を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、藤上みどり氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第128号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることにつきましては、適任とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 平成17年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月29日に招集をさせていただき、本日に至りますまで19日間で行ってまいりました。提案をさせていただきました案件、条例の制定1件、条例の一部改正19件、平成17年度補正予算8件、平成16年度決算の認定12件、工事請負契約1件、土地の取得1件、その他8件、合計で49件、さらに本日追加提案させていただきました人事案件1件、合計で50件の議案をご審議いただき、いずれも、全議案とも原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

本会議、あるいは委員会を通じまして、種々賜りましたご意見や提言につきまして、即取り組むべきもの、また予算が伴い時間を要するものなどがございますが、ご要望に沿うべく、努力をいたす所存でございます。

さて、ご案内のとおり、昨年10月に野洲市が誕生いたしました。特に、新市発足いたしましてから、新市まちづくりについて絶えず活発な議論をいただいたところでございますが、旧町時代を含めまして、在任中、幾多の功績を残されました議員各位の任期も、いよいよ間近に迫ってまいりました。本議会が任期中の最後の議会となりました。承りますと、多くの方には引き続き市会議員の選挙に立候補を予定されているとのことでございますが、中には、この際、後進に道を譲られる方もあるように伺っております。引き続きご出馬になる方々におかれましては、ご健闘をいただきまして、めでたく当選になり、再びこの議場においてお目にかかれませう、心からお待ちを申し上げます。

ご勇退になられる方におかれましては、今後は、たとえ市議会の議席を離れられましても、ご在任中と変わることなく、市政に対し従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

合併後、1年が経過しようとしております。湖南地域の中では、人口5万人に足らず、

小さなまちではありますが、まちづくりの基本理念である人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会を目指し、市民・企業・行政が対等な関係に立ち、互いに助け合い、協働しながら、小さくとも自立するまちづくりを実施してまいりたいと考えております。

こうした中で、市長就任以来、皆さんの暖かいご理解とご支援のもとに、今日までその重責を果たしてまいりましたが、皆さんに対しご迷惑をおかけし、また礼儀を失することもあったかと存じますが、お許しをいただき、この際、年来のご厚情に対しまして、心から御礼を申し上げます。

最後に、くれぐれも健康にご留意をいただき、今後のますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長(秦 眞治君) それでは、一言ご挨拶を申し述べさせていただきたいと存じます。

平成17年度第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月29日から開会をいたしまして以来19日間にわたりまして、各議案に対しますところの熱心なご審議を賜りまして、本日ここに、めでたく無事に終了させていただくことができました。議員各位並びに市長をはじめ当局の皆様方には、議事運営の格段のご協力を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げるものでございます。

さて、私ども議会も昨年10月に合併をいたしまして、旧中主町議会と旧野洲町議会が野洲市議会として新たに歩み始めまして、来月10月末をもちまして、合併特例期間が終了いたしますと、任期が満了させていただくわけでございますけれども、野洲市議会がスタートさせていただきまして、今日まで大過なく議会運営ができましたのも、これひとえに議員各位の皆様方の、あるいはまた市民の皆様方のご理解の賜物でございまして、厚く御礼を申し上げさせていただきます。また、山崎市長はじめ市当局の皆様方にはご尽力を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

また、この合併が証明をいたしておりますように、地方分権が急速に加速をいたしております。市民の皆さん方のニーズも多種多様でございます。そうした中でこれからのまちづくりを進めていくには、厳しい財政事情でございまして、創意と工夫が、さらにまた効率が必要でございます。行政運営を基礎といたしまして、あらゆる努力が必要と思われる中でございます。今後とも、議員と市当局が円滑な行政運営、さらにはその議会運営のた

めには、なお一層のご努力をお願いさせていただくものでございます。

最後になりましたが、季節の変わり目ということでございまして、皆様方には健康に十分にご留意をいただきまして、それぞれの立場でご活躍をいただきますことを衷心ご祈念を申し上げさせていただきまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、平成17年度第5回野洲市議会定例会を閉会させていただきます。

大変ご苦労さまでございました。(午後3時40分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年9月16日

野洲市議会議長            秦        眞 治

署 名 議 員            森 田 貞 雄

署 名 議 員            森        申 行